



2021年6月25日

各 位

会社名 富士興産株式会社  
代表者名 代表取締役社長 保谷 尚登  
(コード番号：5009 東証第1部)  
問合せ先 総務部長 塩野 和志  
(TEL. 03-6859-2050)

新株予約権無償割当て差止めの仮処分の申立て却下に対する  
株主からの即時抗告に関するお知らせ

当社の株主であるアスリード・ストラテジック・バリュー・ファンド(以下「アスリード」といいます。)が申し立てた新株予約権無償割当て差止めの仮処分について、東京地方裁判所が却下する旨の決定を2021年6月23日付けで行い、同決定を受けて、アスリードが同日付けで即時抗告の申立てを行ったことを、アスリードが金融庁に提出した2021年6月24日付け訂正買付届出書にて確認いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本日現在、当社は、裁判所からの同即時抗告に関する書類は受領しておりません。

記

1. 即時抗告に至った経緯

当社が2021年6月11日付け「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当て及び新株予約権の無償割当てに係る基準日設定に関するお知らせ」にてお知らせした新株予約権の無償割当ての決定に対し、アスリードは、東京地方裁判所に当該新株予約権無償割当ての差止めを求める仮処分の申立てを行っておりましたが、2021年6月23日、東京地方裁判所は、同申立てを却下する旨の決定(以下「本決定」といいます。)を行いました。

アスリードは、本決定を受けて2021年6月23日付けで即時抗告の申立て(以下「本即時抗告申立て」といいます。)を行ったことについて、2021年6月24日付けで訂正公開買付届出書を金融庁のEDINET(電子開示)に提出いたしました。

2. 即時抗告を行った年月日

2021年6月23日

3. 今後の方針及び見通し

当社は、本即時抗告申立てが認められる理由はなく、原審である東京地方裁判所の判断は適正なものと同確信しており、さらに、2021年6月24日に開催した当社第91回株主総

会にお諮りした新株予約権の無償割当てを実施する旨の議案を承認いただいた株主皆様の判断が尊重されるべきと考えており、引き続き全面的に争っていく所存であります。

今後とも、当社から開示される情報に十分ご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

以上